

～新得町商工会からのご案内～

# 消費税軽減税率制度に係る説明会

消費税率の10%への引き上げと消費税軽減税率制度の実施まで、残すところ1か月となりました。

消費税軽減税率制度は、対象品目を取り扱う消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、接待交際費や会議費として飲食料品を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取り扱う商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

つきましては、制度に対する理解を深め、事前の準備を進めていただくため、「消費税軽減税率制度に係る説明会」を開催しますので、是非ご参加ください。

なお、参加を希望される方は、会場準備の関係上、9月13日(金)までに、新得町商工会(FAX:64-5325、TEL:64-5324)へお申込みください。

■日 時 **1回目**～令和元年9月19日(木)

14:00～15:30

**2回目**～令和元年9月19日(木)

18:00～19:30

※ どちらの開催時間も、説明会の内容は同じです。

■場 所 新得町商工会館 2階研修室

(新得町本通南1丁目23番地、JR新得駅隣)

■内 容 「消費税軽減税率制度について」

■講 師 帯広税務署 担当官

■受講料 無 料



..... FAX(64-5325)又は、電話(64-5324)にて新得町商工会へお申込みください。 .....

令和元年 月 日

ご希望の時間帯	※ 希望の時間帯に☑をして下さい。 <input type="checkbox"/> 1回目:9月19日 14:00～ <input type="checkbox"/> 2回目:9月19日 18:00～	事業所名	
ご住所		ご連絡先	
ふりがな		ふりがな	
お名前①		お名前②	

※ 本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、本講座開催における参加者名簿作成および講習会に関する目的のみに使用いたします。

◆ 主 催 : 新得町商工会

◆ 共 催 : 新得町、公益社団法人帯広地方法人會新得地区會、新得町青色申告會